

# 固定資産税等過誤納金返還金支払事務取扱要領

(平成13年9月28日次長決裁)

改正 平成20年11月13日部長決裁

令和3年3月29日市長決裁

令和5年4月1日課長決裁

## 1 返還金支払いの根拠

地方自治法第232条の2（寄附又は補助）を法的根拠とする。

## 2 返還対象の範囲

固定資産税及び都市計画税並びに国民健康保険税（資産割に係る部分に限る。）のうち、当該賦課決定において重大な瑕疵があったもの又はこれに準ずるものであって、地方税法の規定（第17条の5及び第18条の3）により還付できない過誤納金相当額とする。

賦課決定において重大な瑕疵があったものとは、所有者誤り、課税客体の不存在等課税処分が無効となるような課税要件の根幹に関わる瑕疵をいう。

また、重大な瑕疵に準ずるものとは、軽微な誤りを除いた家屋の課税があるのに住宅用地の適用がないなどの価格等の決定に重大な誤りがあると認められる錯誤をいい、軽微な誤りは含まない。

この場合において、課税漏れ家屋を調査することによって住宅用地の適用漏れが判明したときは、土地に係る過誤納金相当額から家屋に係る課税相当額を差し引いた額を返還するものとする。

## 3 返還対象年度

過誤納金のあることが確認された年度の前10年度分とする（固定資産課税台帳の保存年限である前10年度の前までで、確認された年度を含めると11年度分となる。）。

また、この期間を超える返還を行う場合には、納税者が所持する領収書その他の返還金がある旨を証する書類等について、固定資産課税台帳、収納管理記録簿等の資料との確認を行うものとする。

## 4 過誤納金相当額の算出

過誤納金相当額の算出に当たっては、地方税法に基づく減額の賦課決定をする際の算出方法を踏まえ、当該各年度の地方税法並びに八潮市税条例及び八潮市国民健康保険税条例を基本とし、端数処理については、現行地方税法を基本とする。

### (1) 固定資産税及び都市計画税の過誤納金相当額の算出方法

固定資産税及び都市計画税の過誤納金相当額は、固定資産税返還金基本台帳（様式第1号）及び固定資産税返還金算定表（様式第2号）を作成し、算出する。

過誤納金相当額＝変更前年税額－変更後年税相当額

### (2) 2以上の納期に分割して課税している固定資産税・都市計画税の過誤納金相当額の各納期

ごとの額の算出に当たっては、その過誤納金相当額に達するまで、4期分から順次さかのぼって算出する。

## 5 返還金の確定

### (1) 返還金額の算出方法

返還金額は、過誤納金相当額に過誤納金相当額に係る遅延損害金相当額を加えた額とする。

### (2) 遅延損害金相当額の算出方法

遅延損害金相当額は、期別遅延損害金相当額の合計額とする。

ア 八潮市固定資産税等過誤納金返還金支払要綱（平成5年7月30日市長決裁）第3条第3項の法定利率は、次のとおりとする。

(ア) 令和2年3月31日まで 年5%

(イ) 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで 年3%

(ウ) 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで 年3%

### イ 期別遅延損害金相当額の算出式

例1（過誤納金の発生原因日（支払日）が、令和2年3月31日以前の日）

期別遅延損害金相当額＝期別過誤納金相当額×日数×0.05÷365

例2（過誤納金の発生原因日（支払日）が、令和2年4月1日から令和8年3月31日までの日）

期別遅延損害金相当額＝期別過誤納金相当額×日数×0.03÷365

## 6 返還金の支払

返還金を支払うときは、その支払を受ける者に返還金算定表及び返還金基本台帳並びに固定資産税返還金支払通知書（様式第3号）を送付する。

なお、支出区分は、「第23節償還金、利子及び割引料」である。

附 則（平成13年9月28日次長決裁）

この要領は、市長決裁のあった日から施行する。

附 則（平成20年11月13日部長決裁）

この要領は、市長決裁のあった日から施行する。

附 則（令和3年3月29日市長決裁）

この要領は、市長決裁のあった日から施行し、同日以後に返還することとなる返還金から適用する。

附 則（令和5年4月1日課長決裁）

この要領は、課長決裁のあった日から施行する。